

第7章 経営支援対策

第1節 金融対策

1 初動対応

農林水産業の制度資金を取り扱う農協、漁協及びその他の融資関係機関の被災状況や営業店舗営業時間や預貯金の払い戻しなどの対応について、情報収集に努めた。

これらの情報とともに、制度資金の当面の対応を農林水産省に確認した情報について、市町村及び県地方機関に対して3月18日に情報提供するとともに、制度資金の円滑な融通や償還について適切な対応を要請した。その後の状況の推移にともなう融資関係機関の復旧状況や、特財法の施行等にともなう制度資金の震災対応の内容について、4月18日にも情報提供するとともに適切な対応を改めて要請した。

また、並行して、早急な対応が必要な約定償還日が近い融資案件や預託金等の延期不可能な年度末・年度初めの事務について、融資関係機関と調整した。

なお、借入者の安否や避難先などについては確認に時間を要することから、融資機関や県地方機関が継続的に確認作業を行うとともに、当面の償還を猶予扱いとするなど被災の実情に応じた対応を図った。

2 金融相談窓口の設置

農林水産経営支援課内に3月14日付けで「平成23年東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）」を設置し、制度資金の融通や償還についての相談に対応した。4月末までは、緊急対応として、土日休日も含めて金融班員が交代で対応した。相談実績については、農林水産業者は普段から最寄りの融資機関や市町村、県地方機関に相談することが多いため、相談窓口の設置後も融資関係機関からの確認のための問い合わせがほとんどであり、5月末までの相談件数も50件程度であった。相談内容としては、復旧のために利用できる新たな制度資金の有無や内容、既往債務の返済の猶予に関するものが多かった。相談窓口はその後も設置しているが、6月以降の問い合わせは月に数件程度であった。

また、国の特財法や一次補正予算の成立による制度資金の融資条件の拡充等については、農林水産の分野ごとに分かりやすく取りまとめて、農林水産経営支援課ホームページに掲載するとともに、情報の更新に配慮した。新たに創設した東日本大震災農林業災害対策資金及び水産業災害対策資金については「県政だより」にも継続的に掲載して周知拡大と利用促進を図った。

3 制度資金の償還と震災対応貸付

(1) 制度資金の償還対応

沿岸部の市町村、融資機関及び県地方機関の被災により、被災農林漁業者の状況把握は困難であったが、震災直後から制度資金の償還対応に取り組んだ。

制度資金の償還については、償還猶予等の運用を農林水産省に確認するとともに、既往貸付の償還期限の延長などの条件の緩和について要請した。収集した情報は、分かりやすく整理して、3月18日及び4月18日付けで市町村及び県地方機関に情報提供し、適切な対応を要請した。

約定償還日が近い制度資金については、償還予定者をリストアップして融資機関及び県地方機関と連携して被災状況等を把握し、償還猶予の手続きをするなど個々の実情に応じて可能な範囲で償還負担の軽減を図り、償還未済の未然防止に努めた。

(2) 震災対応貸付等

初動対応による3月と4月の情報提供の後、国による天災資金の発動及び特財法や一次補正予算による国制度資金の貸付条件緩和の状況、県単独震災対応資金の検討状況などについて、市町村、融資関係機関及び県地方機関を対象とする農林業及び水産業の説明会を下記のとおり開催した。農林業関係機関説明会には、日本政策金融公庫仙台支店と連携して公庫資金の震災対応資金の説明を行なった。

- 農林業関係機関説明会 5月24日：大河原及び亘理会場
5月25日：大崎及び登米会場
5月26日：仙台及び美里会場
- 水産業関係機関説明会 5月27日：気仙沼会場
5月30日：仙台会場

県単独の震災対応資金については、震災直後より検討を行っており、平成23年5月定例会で東日本大震災農林業災害対策資金及び東日本大震災水産業災害対策資金を創設し、7月から施行した。市町村や融資関係機関と協調して利子補給することにより、被災農林漁業者への復旧資金の円滑な融通を図った。また、5月定例会では、天災資金に係る県負担分の利子補給予算も措置した。

8月臨時会では、県単独の震災対応資金にかかる市町村の利子補給負担の2分の1について、復興基金を活用して県が支援する市町村農林業災害対策資金特別利子助成事業及び市町村水産業災害対策資金特別利子助成事業を創設した。

9月定例会では、漁業信用基金協会の経営安定のために、保証債務の代位弁済経費の原資を貸し付ける漁業信用保証基盤強化事業を創設し、被災漁業者の旧債務の整理と復旧資金の円滑な融通促進を図った。

これらの平成23年度中に実施された国制度資金の震災対応及び県単独の金融支援については、平成24年度も継続するよう国に要請するとともに、平成24年度当初予算において所要の予算要求を行った。

第2節 経営支援

1 農業者への支援

被災農業者へは、事業再開や経営改善に向けて、必要に応じて外部の専門家も活用して、事業計画、経営改善計画及び資金繰り計画の作成を支援した。

(平成23年度実績)

- 農業制度資金活用者等経営支援・・・6経営体
- 負債整理資金計画者への指導・・・3経営体

2 漁業者への支援

被災漁業者については、単なる原状復旧では持続可能な経営は困難であることから、宮城県水産経営支援協議会が運営する経営相談室等の関係機関と連携し、経営再建、経営安定に向けて協業化・共同化の取組支援を中心に実施した。

(平成23年度実績)

- 水産業経営支援体制整備事業
水産業経営相談室の活動支援（経営相談件数102件）
- 経営改善支援事業
漁業経営再建支援（3グループ支援）
- 経営改善計画認定支援事業
漁業経営改善計画新規認定（1経営体）
漁業経営改善計画認定取消（54経営体）

3 農産物等直売所経営体への支援

震災の影響を受けた農産物等直売所の経営体に対しては、専門家の指導、助言のもとに経営課題の明確化や具体的な改善策を提案し、直売所に出荷する生産者の生活再建と地域社会の復興を図った。

(平成23年度実績)

- 経営改善支援・・・2経営体
民間専門家による指導、助言（延べ7回支援、うち専門家派遣3回）
- フォローアップ活動等・・・6経営体
前年度において支援した経営体に対する職員によるフォローアップ指導・助言（延べ6回支援）

第3節 団体指導・検査

1 組合運営に関する指導等

(1) 農林水産業団体の被害状況把握

震災発生直後は、関係する農林水産団体の被害状況把握のため、団体と定時の連絡時間を設け（3月14日～6月6日）、団体の施設や職員組合員、地域等の状況について報告を受けた。

なお、特に被害が甚大であった漁協については、組合を訪問し、被災後の対応について指導を行った。

また、系統団体等の援助活動に関して、緊急車両の手続きや関係機関との調整等の支援を行った。

(2) 農協の経営復興に対する支援

J Aグループ宮城が農協の経営復興に向けて策定した「東日本大震災に伴うJ A経営の再構築に向けた基本方針」に基づき、各農協が実施する財政状態の復旧、中長期計画の見直し、組織対策等について、国、系統団体等の関係機関と連携して支援した。

(3) 漁業の復興に向けた支援

漁業の復興に向けて策定した「JFみやぎ漁業復興基本方針」に基づき、県漁協が行う、意欲ある漁業者の再建に向けた支援、漁業者グループ等の共同体組織による協業化の推進、支援制度を活用した漁船の確保、養殖施設等の再整備、漁協支所の集約化を基本とする組織の再編成を国、系統団体等の関係機関と連携して支援した。

(4) 農協・漁協の金融機能強化に対する指導

被災地域における農漁協金融の機能強化を目的として、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」が改正されたことに伴い、県内5農漁協に対し同法に基づく資本増強手続きを指導した。

2 組合施設等の再建に対する支援

被災した農協等が所有する農業用共同利用施設の復旧に係る国庫補助事業について、5月定例会で承認を受け、共同利用施設の復旧体制を整えた。また、農業団体、水産業団体の所有する施設・設備で災害復旧に係る費用が国庫補助対象とならないものに対しても、9月定例会で県単独の被災施設等再建整備支援事業について承認を受け、施設・設備の復旧体制を整備した。

平成23年度は、農業用共同利用施設で3団体、被災施設等再建整備支援事業で19団体に対して支援を行った。

3 協同組合等に対する検査

(1) 復旧・復興期における農林水産業協同組合の検査

農林水産協同組合や農業共済組合は、地域農林水産業における中核的な組織として、震災からの復旧、復興において大きな役割を果たしている。

これらの団体は、震災前にも増してコンプライアンスやリスク管理を徹底した経営を行うことにより将来の事故や損失等を防止し、組合員及び利用者の信頼に応えるとともに、財務基盤を確保することが重要となっている。

よって、①経営管理、②事故・不祥事等の未然防止対策、③利用者サポート態勢、④財務の健全性、⑤子会社の運営状況等を重点に検証を行い、これらの内容を経営層に提示する検査、巡回指導を実施した。

(2) 被災農協・漁協への対応

沿岸部を中心に大きく被災した組合があることから、被災状況を踏まえた検査、巡回指導を実施した。